

高知県行政改革検討委員会  
森林整備公社経営検討部会【仮称】の設置について（案）

1 趣旨・目的

- ・ 社団法人高知県森林整備公社は、戦後、森林所有者による造林が進みがたい地域において「分収方式」で造林を推進するため、昭和 36 年に県が設立した。
- ・ 分収造林とは、個人や団体等から借り受けた土地に森林整備公社が植林し、50～80 年後の伐採期に木材の販売収入を土地所有者と公社で分け合うもの。
- ・ 木材価格の低迷等が原因で、森林整備公社の経営は悪化し、平成 20 年度末で約 280 億円もの負債を抱えている。このうち約 180 億円は無利子の県からの賛助金・貸付金であり、県は毎年、有利子負債の元利償還金等に必要な 6 億円規模の賛助金を支出している状況。
- ・ 全国的にも同じ問題が生じており、現在 36 都道府県に 40 ある林業公社の多くが厳しい経営状態に陥っている。国も各公社の抜本的な経営の見直しを求めつつ、一定の財政的支援を行う動きが見られる。

高知県森林整備公社の経営改善策を具体的、集中的に検討するため、  
高知県行政改革検討委員会に 森林整備公社経営検討部会 を設置する。

＜事務局：行政管理課、森づくり推進課＞

2 専門部会の検討事項

- ・ 高知県森林整備公社のあり方（存廃を含めた抜本的見直し）
- ・ 経営改善策（経営体制、経営規模等）
- ・ 県の支援策の必要性（規模、内容、方法等）

3 設置時期

平成 21 年 11 月

4 スケジュール

平成 21 年度 高知県森林整備公社の改革の方向性を検討・決定

→ 次期行政改革プランに位置付け

＜平成 22 年度～ 具体的経営改善策を検討・決定 ＞ …行革検討委は H21 までのため、H22 以降は専門部会としての位置付けを見直し

5 委員構成

学識経験者、公認会計士、弁護士、経営専門家、林業関係者等 5～7 名程度